

健康館

健康づくり課(保健センター内) 受付時間 平日8時30分~17時15分
〒513-0809 西条五丁目118番地の3
☎382-2252 📠382-4187 ✉kenkozukuri@city.suzuka.lg.jp



教室

対象 市内に住民登録のある方 ところ 保健センター 費用 無料

教室 / 対象	と き	内 容	申込み(電話予約制)	定 員
離乳食コース 令和5年10月~12月 生まれの乳児の保護者	4月12日(金) 10時~11時30分	離乳食の進め方について、 栄養相談	3月27日(水)から (先着順)	22組
むし歯予防コース(乳児) 令和5年7月・8月生まれの 乳児とその保護者	4月25日(木) 10時~11時30分	むし歯予防の話、ふれあい遊び	3月28日(木)から (先着順)	20組



健康診査

※幼児健康診査以外は個別通知がありませんので、ご注意ください。

■妊婦・産婦の方が受けられる健康診査

妊婦健康診査	妊娠中に14回、県内の協力産科医療機関で、公費負担で受けられます。
妊婦歯科健康診査	妊娠中に1回、市内の協力歯科医療機関で、公費負担で受けられます。
産婦健康診査	産後2回(2週間・1カ月)、県内の協力医療機関で、公費負担で受けられます。

- ・いずれの健康診査も「母子保健のしおり」冊子中の健康診査票が必要ですので、お持ちでない場合は、健康づくり課へお問い合わせください。
- ・健康診査票に定められた項目以外の検査は、別途自己負担が生じます。
- ・健康診査を受ける場合は、医療機関に予約が必要です。
- ・妊婦・産婦健康診査について、県外医療機関で受診される方は、公費助成申請が必要です。詳しくは、市ウェブサイトをご覧ください。

■お子さんが受けられる健康診査

乳児健康診査	乳児期に2回(4カ月・10カ月)、県内の協力医療機関で、公費負担で受けられます。「母子保健のしおり」冊子中の健康診査票が必要ですので、お持ちでない場合は、健康づくり課へお問い合わせください。健康診査を受ける場合は、医療機関の予約が必要です。
幼児健康診査	幼児期に2回(1歳6カ月・3歳6カ月)、保健センターで、公費負担で受けられます。対象の方には、健診日などの案内を郵送します。健診日の変更を希望する方は、健康づくり課へお問い合わせください。

■新生児聴覚スクリーニング検査

新生児期の聴覚検査を、市内の協力医療機関で、一部公費負担で受けられます。「母子保健のしおり」冊子中の新生児聴覚スクリーニング票を持って検査を受けてください。なお、市外医療機関で受ける方は、検査後90日以内の公費助成申請が必要です。詳しくは、市ウェブサイトをご覧ください。





相談

対 象 市内に住民登録のある方 ところ 保健センター

相 談	と き	内 容	申込み
すくすく広場	4月26日(金) 9時30分～11時	育児相談・栄養相談・助産師による おっぱい相談(先着12人)・身体計測	不要
	※相談希望者は母子健康手帳をお持ちください。 ※状況に応じて、入館人数を調整する場合があります。		
健康・栄養相談	随時(予約制)	保健師・管理栄養士による生活習慣 病予防などの相談	電話で健康づくり課 (☎327-5030)へ



こんにちは赤ちゃん訪問

赤ちゃんがいるご家庭に、「こんにちは赤ちゃん訪問員」が訪問します。対象は、3月が令和5年12月生まれ、4月が令和6年1月生まれの赤ちゃんがいるご家庭で、対象月の前月に案内を郵送します。訪問の内容は、市の子育てサービスの紹介、子育て情報の提供などです。費用は、無料です。訪問による面談実施後に、子育て応援給付金の申請ができます。詳しくは、訪問の案内と共に送付される書類をご確認ください。

生後28日以内の方は、母乳相談もできる新生児訪問があります。ご希望の方は、健康づくり課へお申し込みください。

令和5年度鈴鹿市がん検診結果が「要精密検査」の方へ

がん検診を受けて、「要精密検査」と言われたら、精密検査を受ける必要があります。がんは自覚症状がない場合もありますので、早めに医療機関を受診しましょう。

予防接種

地域医療推進課(保健センター内) 受付時間 平日8時30分～17時15分
☎382-9291 ☎384-5670 ✉chiikiiryosuishin@city.suzuka.lg.jp

■MR(麻しん・風しん混合) ワクチン第2期(定期予防接種)

対 象 平成29年4月2日～平成30年4月1日生まれの方

期 間 3月31日(日)まで

と ころ 実施医療機関(右のQRコードで確認できます)

費 用 無料(対象期間内に1回) 持ち物 予防接種予診票、母子健康手帳、健康保険証

※予診票がない方は、母子健康手帳・身分証明書を持って、地域医療推進課または地区市民センターへお越しください。

実施医療機関



■高齢者用肺炎球菌(23価)定期予防接種のお知らせ

令和6年度から高齢者用肺炎球菌(23価)定期接種対象者は、「65歳の方」に変更となり、年度ごとに接種対象者が決まっていた経過措置は3月31日(日)で終了します。

令和6年度の変更点

・65歳の方は、66歳の誕生日の前日まで接種できます。

※今までに接種をしていない65歳の方で、4月1日(月)以降に接種を希望する方は、予診票を発行しますので、身分証明書を持って地域医療推進課へお越しください。なお、令和5年度に発送した予診票は、4月1日以降は使用できません。

・令和6年度に65歳になる方は、誕生日の翌月に予診票を送付します。